

2019年度期成会活動方針

期成会は、本年度、創立60周年を迎える。

そのような節目の年に、期成会は、創立の原点を再確認するとともに、弁護士自治の一翼を担う政策団体として、未来に向けて脱皮を図りたいと考えるものである。

そのための本年度活動方針は、以下のとおりである。

1 恒常的な政策討議

これまでの期成会の政策討議のあり方は、①古くは政策委員会（実質は委員長1人）、近年は政策本部が、役員選挙前に発行する政策集発行のために活動し、②理事者からの意見照会等にその年度の執行部が対応して幹事会の承認を得る、というものであった。

しかしながら、長年にわたり活動している専門的な知見をもつ人材を活用しつつ、能動的な政策提言を行っていくためには、このようなあり方を見直す必要がある。

本年度、期成会は、政策本部を恒常的な政策討議機関とするよう体制の整備に努め、意見照会等への対応を含め、タイムリーな政策提言を行うよう努める。

2 政策の実現、なかんずく憲法問題への取り組み

本年度、日本国憲法に危機が訪れる可能性が高い。

「2019年度 私たちの政策」においても、憲法問題は、最重要課題として掲げられた。

これらのことからすれば、期成会憲法問題委員会が十分な政策討議を行うのみならず、情報を収集し、タイムリーに期成会及び会員に伝えること、そして、これによって期成会全体が十分な議論と活動を行うことが求められる。

憲法問題委員会の拡充と活性化を図り、日本国憲法の立憲主義と平和主義を守り抜く。

また、その他多くの課題についても、政策の実現を目指していくことは当然である。

3 60周年記念行事の成功

期成会60周年記念行事においては、弁護士自治の問題が取り上げられる予定である。

これは、言うまでもなく、弁護士人口増、弁護士業務の多様化、外部環境の変化等により、弁護士自治が崩壊しかねないという共通認識に基づくものである。

期成会は、弁護士自治の一翼を担う団体であるとの自覚のもと、本年度、記念行事に向けた活動を通して、弁護士自治に関する理解を深めるとともに、会外の弁護士及び市民にも理解を深めてもらうよう努める。

4 期成会創立の原点の再確認

期成会は、「派閥」による弁護士会人事の籠絡を糾弾する諸先輩によって結成された。

60年を経過した今、弁護士会においては、会派に所属していない弁護士にどのように会務に参加してもらうかが問題となっている。すなわち、会派の持つ意味は、かなり変わったと言える。

しかしながら、ともすれば会派本位となる弁護士会人事において、期成会が会派を超えて人物本位の人事を求めることの重要性は、依然として変わっていない。

期成会は、創立の原点を再確認し、引き続き、人物本位の人事を求めていく。

以上